

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業

申請要領

令和3年8月

鹿児島県 商工政策課

【提出先・問合せ先】

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局

〒892-0821 鹿児島市名山町1-7 クリスタルビル3階

コールセンター：099-295-3888

受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）

ホームページ：

<https://www.pref.kagoshima.jp/af21/sangyo-rodo/syoko/cashless-shien.html>



鹿児島県 キャッシュレス

検索

目次

○ 事業内容

- 1 事業の目的 P 1
- 2 補助金対象者 P 1
- 3 補助金対象店舗（事業所） P 1
- 4 補助率・補助上限額 P 1
- 5 補助対象経費 P 2
- 6 申請書類 P 3
- 7 申請の手続きフロー図 P 3
- 8 申請期間 P 3
- 9 申請書等の入手方法 P 3
- 10 申請書等の送付方法 P 3

- キャッシュレス導入支援事業に関する Q&A P 4～8
- 業種分類（中小企業の範囲の取扱い） P 9
- 記入例（申請書類送付状，交付申請書及び交付請求書） P 10～12
- 領収書等添付例 P 13
- 鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金交付規程 P 14～20
- 申請書類送付状，補助金交付申請書及び交付請求書【第1号様式】 . . . P 21～24

キャッシュレス導入支援事業補助金

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染防止対策として有効なキャッシュレスの普及を促進するため、事業者に対し、導入に要する経費の補助を行う。

2 補助金対象者

補助金の交付の目的となる中小・小規模事業者（表1のとおり。）を経営する法人又は個人であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- ② 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして鹿児島県が定めること。

（表1）中小・小規模事業者の範囲

業種分類	資本金の額又は出資総額	常時使用する従業員数
	又は	
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5千万円以下	50人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 製造業その他	3億円以下	300人以下

※ 業種分類の詳細については、p.9を参照すること。

※ 旅館業は資本金5千万円以下又は200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。

※ 次の法人は、主たる業種が上の表に記載する従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

- ・ 事業協同組合及び商工組合等の中小企業団体
- ・ 農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合
- ・ 一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人

3 補助金対象店舗（事業所）

補助金対象者が経営する店舗（事業所）であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 鹿児島県内にあること
- ② 令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に、非接触型のキャッシュレス決済サービスの加盟手続きが完了すること。
- ③ 必要な端末等の代金支払いを令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に完了し、かつ同期間内に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始すること。

4 補助率・補助上限額

補助率：4／5以内

補助上限額：1事業者あたり上限10万円

5 補助対象経費

補助金対象店舗（事業所）における非接触型のキャッシュレス決済サービスの導入にあたり必要となる初期費用として、次表に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のうち、令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に代金を支払ったもの。

（表2）補助対象経費一覧

分野	コード	対象品目
① 決済端末 ※非接触型の ・タッチ決済 ・電子マネー ・QRコード	101	・据置型端末（レジ周辺に据え置くもの） ・モバイル型端末（持ち運びできるもの） ・モバイル決済端末（有線・無線で汎用端末に接続して使用するもの）
	102	必要なソフトウェア
	103	設定費用
② レジスタ	201	レジスタ（本体） ※決済端末と接続して使用するもの ※キャッシュドローアを含む ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり20,000円(税抜)
	202	必要なソフトウェア
	203	接続ケーブル ※決済端末との接続に使用するもの
	204	設定費用 ※決済端末との接続に必要な経費が対象であり、レジスタの基本的な設定（品目登録など）は対象外
③ 汎用端末	301	タブレットやスマートフォン等 ※決済サービスの加盟手続き完了日を起算日とする前後30日以内に購入。 ※専ら決済サービスのために使用するもの。 ※シリアルナンバー（識別番号）が記載された書類（写し）の提出が必要 ※1店舗につき1台限り ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり34,800円(税抜)
④ 付属品	401	バーコードリーダー
	402	ディスプレイ（決済価格表示用）
	403	レシートプリンター
	404	SIMカード（決済端末の使用に必要な場合）
	405	設置に必要な金具等
⑤ 設置費	501	機器据付に必要な設置費用（据付・配線工事費）

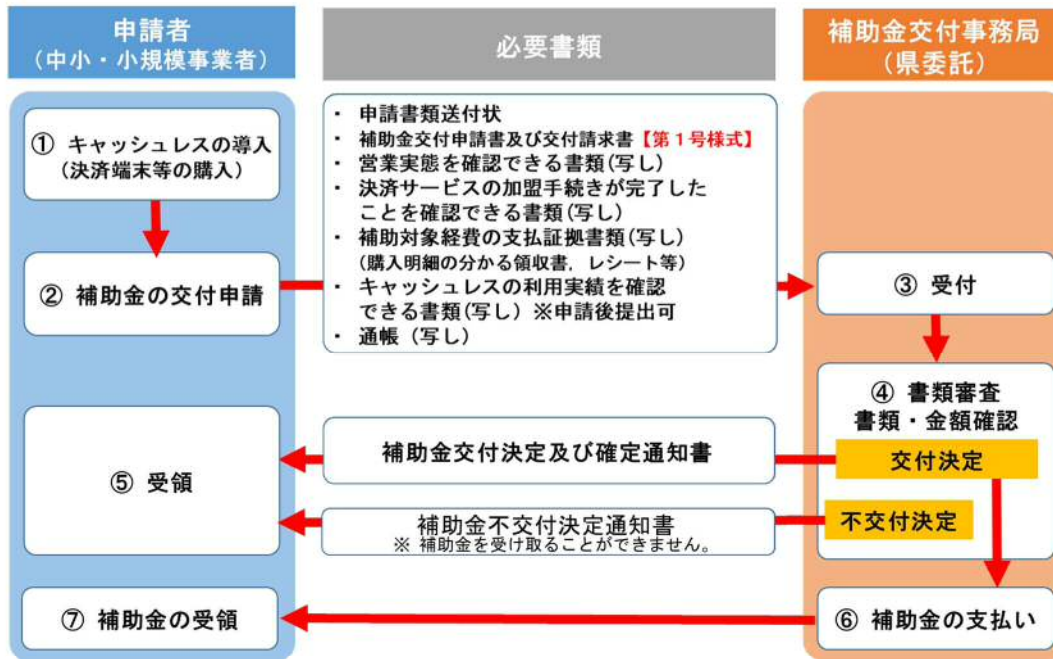
※ 次の経費は補助対象としない。

中古品、個人輸入品、ネットワーク関係機器（ルータ、サーバ、無停電電源装置等）、通信費用（回線使用料等）、自社内部の取引・オークション・個人間取引による購入、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が補助対象とすることが適当でないと判断した経費

6 申請書類

- (1) 申請書類送付状
- (2) 補助金交付申請書及び交付請求書【第1号様式】
- (3) 営業実態を確認できる書類(写し)
- (4) 決済サービスの加盟手続きが完了したことを確認できる書類(写し)
- (5) 補助対象経費の支払証拠書類(写し) (購入明細の分かる領収書, レシート等)
- (6) キャッシュレスの利用実績を確認できる書類(写し) ※申請後提出可
- (7) 通帳 (写し) ※金融機関, 店舗名, 口座番号, 口座名義 (カタカナ) が記載されたページ

7 申請の手続きフロー図



8 申請期間

令和3年7月1日(木)から令和3年11月15日(月)まで(消印有効)

- ※ 期間中, 申請は随時受け付けますが, 補助金交付決定額が予算額に達する目処が立った時点で受付を締め切りますので, 非接触型のキャッシュレス決済サービスを導入したら, 令和3年7月1日(木)以降速やかに申請してください。

9 申請書等の入手方法

- (1) 鹿児島県庁のホームページ
(ホーム(鹿児島県通常版トップページ) > 産業労働 > 商工業 > 中小・小規模事業者のキャッシュレス導入を支援します!)
- (2) 本庁・出先
鹿児島県庁商工政策課, 各地域振興局・支庁総務企画課, 各支庁事務所総務担当課(係)

10 申請書等の送付方法

郵送(簡易書留又はレターパック)

- ※ 新型コロナウイルスの感染防止の観点から, 持参による申請は受け付けません。
- ※ 郵送途中の紛失については, 当方は一切責任を負いかねます。
- ※ 封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。送料は申請者による負担となります。

<宛先>

〒892-0821 鹿児島市名山町1-7 クリスタルビル3階
鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局 宛て

キャッシュレス導入支援事業に係るQ & A

(1) 補助金対象者について		
1	本社は県外だが補助対象となるか。	経営する店舗が補助の条件を満たした場合、補助対象となります。
2	大企業でも補助対象となるか。	当補助金における中小・小規模事業者の条件を満たしていない場合、補助対象になりません。
3	資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつか。	申請時点となります。
4	起業して間もないが申請できるか。	当補助金における中小・小規模事業者の条件を満たしていれば、補助対象になります。
5	すでに廃業したが対象になるか。	申請時点で、すでに廃業している場合は補助対象になりません。
6	個人事業主は対象となるか。	当補助金における中小・小規模事業者の条件を満たしていれば、補助対象になります。
7	フリーランスは対象となるか。	事業として行っている場合のみ補助対象となります。
8	令和2年度の鹿児島県飲食店感染防止対策支援事業（キャッシュレスの導入）で補助を受けた事業者は対象となるか。	補助対象となります。 ただし、飲食店感染防止対策支援事業で導入したキャッシュレス決済環境に関するものは補助対象外であり、経営する別の店舗で新たに導入する場合が対象となります。
9	農業の傍ら収穫した野菜の小売りもしているが、対象となるか。	補助対象となります。 「④ 製造業その他」に該当します。 ※ 業種分類の詳細は、p.9に掲載
(2) 補助金対象店舗（事業所）について		
1	県外の店舗も対象となるか。	対象になりません。 この補助金は県内事業所における非接触型のキャッシュレス決済サービスの導入を支援するものです。
2	複数の店舗を経営しているが、それぞれが補助対象となるか。	申請は事業者単位です。 経営する店舗が補助の条件を満たした場合、補助対象になりますが、申請しようとする全ての事業所をまとめて1件として申請しなければなりません。
3	飲食店も対象となるか。	経営する店舗が補助の条件を満たした場合、補助対象となります。
(3) 補助対象経費について		
1	キャッシュレスの事業者を紹介してほしい。	県では業者の斡旋を行っておりません。 必要な決済機能をご検討の上、決済事業者に直接お問い合わせください。

2	レジスタの購入を検討しているが、対象になるか。	新たに導入する非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合は補助の対象であり、決済端末と接続する必要があります。 補助対象経費に算入できる上限額は、1台あたり20,000円（税抜）です。
3	Airレジの導入を検討しているが、対象になるか。	新たに導入する非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合は補助の対象であり、決済端末と接続する必要があります。 レジ本体にあたるキャッシュドローアについて、補助対象経費に算入できる上限額は、1台あたり20,000円（税抜）です。 パック商品については、実勢価格を踏まえて審査を行います。
4	レジ会計ソフトは対象となるか。	新たに導入する非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合は補助の対象です。
5	PayPayを1年前に導入したが、店側が提示したQRコードを客にスマホで読み取ってもらう方法であり、汎用端末は使用していなかった。 このたび、PayPayでの支払状況の確認や返金手続きを即座に行うため、タブレットを購入したいが、対象となるか。	PayPayは、すでに利用されている決済サービスに関するものであり補助対象にはなりません。 新たに導入する他の非接触型の決済サービスと一体的に使用する場合に限り対象となります。
6	QRコード決済の導入を検討しているが、決済事業者は汎用端末を販売していない。家電販売店で汎用端末を購入しても対象となるか。	補助対象となります。 なお、決済サービスの加盟手続き完了日を起算日とする前後30日以内に購入したものに限られます。
7	汎用端末は、どのグレードでもよいか。	構いません。 ただし、補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり34,800円（税抜）です。
8	汎用端末のカバーや画面フィルムは対象となるか。	補助対象にはなりません。
9	複数の決済端末を整備したい。汎用端末も同数を購入したいが対象となるのか。	補助の対象となる汎用端末の台数は1店舗につき1台限りです。
10	QRコード決済で使用しているタブレットの処理速度が遅いので、新しいタブレットに更新したい。	汎用端末の更新は、補助対象になりません。
11	購入した汎用端末は、キャッシュレス以外でも使用してよいか。	専ら決済サービスのために使用する場合は補助の対象です。 購入後4年以内に、目的外に使用したり譲渡するなどした場合、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

12	モバイル型端末（汎用端末不要）を複数台購入したい。	補助対象になります。
13	これまでクレジットカード（磁気、ICカード）に対応していた。決済事業者（カード会社等）は変更しないで、新たに非接触型の読取端末を購入したい。	補助対象になります。 契約している決済事業者の変更を伴わなくても、新たに非接触型の決済サービスを導入すれば補助の対象になります。
14	レシートプリンターのロール紙は対象となるのか。	ロール紙単体は補助対象にはなりません。ただし、レシートプリンターに付属するものは対象となります。
15	券売機にキャッシュレスの機能を加えたい。	補助対象になりません。
16	決済端末の購入先とレジ接続を行った業者が異なるが、対象となるか。	補助対象になります。
17	事前注文のシステムを導入したい。	補助対象になりません。
18	Wi-Fiルーターを購入したい。	ネットワーク関係機器であり、補助対象になりません。 なお、ルーターから決済端末までの配線については、補助対象となります。
19	光回線を整備したい。	補助対象になりません。
20	通信回線の事務手数料は対象となるか。	補助対象になりません。
21	インターネットを介してEC（電子商取引）を行っているが、対象となるか。	補助対象になりません。
22	リース契約を行ったが対象となるか。	ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費は補助対象になりません。
(4)申請手続きについて		
1	店舗ごとにキャッシュレス（非接触型）を導入したい。	申請は可能ですが、申請は事業者（法人又は個人事業者）単位ですので、店舗をまとめて1件として申請してください。
2	事業費は税抜き額で申請すればよいか。	消費税及び地方消費税を除いた額で申請してください。
3	総額のみ記載された領収書でよいか。明細も必要か。	審査では、購入された具体的な品目を確認します。 複数の物品を購入した領収書が総額のみ記載されている場合、明細が分かるもの（納品書等）を提出してください。
4	領収書には「品代」と書かれている。	品目が書かれていない領収書や明細が分からないものに係る経費は補助対象になりません。
5	レシートも証拠書類となるか。	補助対象の品目が明記されていれば、レシートも証拠書類となります。
6	営業実態を確認できる書類とは何か。	確定申告書の写し、開業届出書の控え（税務署の受付印があるもの）、営業に関する許可証の写し など ※いずれか一つ

7	複数回に分けて対象機器等を購入した場合でも、1回にまとめて申請できるか。	申請できません。 ※申請は1回のみ
8	15万円分を購入し、そのうち10万円分を申請したが、交付決定額は8万円だった。追加で2万円分申請してよいか。	申請は1回のみです。追加申請はできないため、あらかじめ上限額を超えた分まで申請してください。
9	国や市町村で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	申請できません。 併用する補助金を交付している国・市町村に併用可能か確認した上で、補助対象経費の5分の4から国・市町村の補助を差し引いた残額と、本事業の補助上限額(10万円)のどちらか低い額(千円未満切り捨て)が補助金額となります。
10	県の他の補助金と両方申請できるか。	同じ商品等にかかった費用について、本補助金と他の補助金を重複して申請することはできません。
11	インターネットで汎用端末を購入した場合など、家族あての領収書を提出してよいか。	原則として、経営者又は事業所あての領収書等の提出が必要です。
12	領収書、レシートはコピーでよいか。また、明細も必要か。	原本ではなくコピーを提出してください。 複数の物品を購入した領収書が総額のみ記載されている場合、明細が分かるもの(納品書等)のコピーも提出してください。
13	2月に決済サービスの加盟手続きを完了したが、必要な機器の整備は3月中旬に完了した場合、補助対象になるか。	決済サービスの加盟手続きの完了が、3月10日から11月15日までの期間でないことから、申請できません。
14	汎用端末等が品薄のため、11月15日までに設置が完了しない場合、先払いしても補助対象になるか。	11月15日までに非接触型の決済サービスの利用を開始する必要があることから、申請できません。
15	決済サービスの加盟申込みをしたが、審査に1月以上かかり11月15日までに審査が完了していない。必要な機器等の整備と支払は完了しているが申請は可能か。	11月15日までに非接触型の決済サービスの利用を開始する必要があることから、申請できません。 審査期間が1月以上に及ぶ決済サービスもありますので、ご注意ください。
16	2月に非接触型の決済サービスの利用を開始した。3月に決済端末等の請求書を受け取り、支払いを行ったものは補助対象になるか。	3月10日以降に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始する必要があることから、補助対象になりません。
17	決済サービスの利用実績を確認できる書類とは何か。	クレジット売上票(加盟店控え)の写し、管理アプリの取引一覧の写し、売上代金振込額が記載された通帳の写しなどです。 ※利用者の個人名が判読できないように黒塗り等により加工してください。 ※決済サービスの利用開始後、概ね2週間以内に提出してください。
18	クレジットカードで購入した。購入日はいつの時点になるのか。	クレジットカードを利用した日とします。 代金の引き落とし日ではありません。

19	プレミアム付き商品券で購入したが、対象になるか。	商品券での支払いは、補助対象になりません。
20	アマゾンギフト券で購入したが、対象になるか。	ポイントでの支払いは、補助対象になりません。
21	米ドルで購入したが、対象になるか。	外国通貨での支払いは、補助対象になりません。
22	購入の際、一部をポイントで支払ったが、対象になるか。	ポイント使用分は、補助対象になりません。
23	ネットオークションで購入したが、対象になるか。	オークションは、補助対象になりません。
24	インターネットを介して個人から購入したが、対象になるか。	個人間取引は、補助対象になりません。
25	海外の通販サイトから購入したが、対象になるか。	個人輸入品は、補助対象になりません。
(5) 補助金の交付について		
1	申請後、振り込まれるまでどの程度日数がかかるか。	申請書及び請求書の関係資料は、不備がない場合に受理し、その後1か月以内を目処に補助金の交付を決定し、振込払いします。ただし、申請が集中した場合は、さらに日数を要することがあります。
2	申請者と振込先口座の名義が違ってても、補助金は交付されるか。	交付できません。申請者と補助金の振込先口座名義は同じでなければなりません。
3	交付について、概算払いの制度はあるか。	概算払いはありません。(精算払いのみ)

業種分類

中小企業庁：日本標準産業分類第13回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱い
第13回改定（平成26年4月1日施行）

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
製造業その他	上記以外の全て

記入例

受付番号

※記入不要です

申請書類送付状

(申請者による書類チェックシート)

書類が添付されているかや記載内容に誤りや漏れがないかをご確認の上、□にチェック✓を入れて、申請書類の一番上になるように並べてください。

【申請書類一式】

- ☑ 1 鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金交付申請書及び交付請求書【第1号様式】
- ☑ 2 営業実態を確認できる書類（確定申告書の写し、開業届出書の控え（税務署の受付印があるもの）、営業に関する許可証の写し など ※いずれか一つ）
- ☑ 3 決済サービスへの加盟手続きが完了したことを確認できる書類（契約書、登録完了通知等の写し）
- ☑ 4 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かる領収書、レシート等の写し）
- ☑ 5 キャッシュレスの利用実績を確認できる書類（取引履歴等の写し） ※ 申請後提出可
- ☑ 6 振込先口座が分かる通帳等の写し（通帳の表紙の裏の見開き：カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）
※ 振込先の口座は申請人ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限ります。

【申請内容】

- ☑ 1 申請日が令和3年7月1日から令和3年11月15日までの期間内であるか。
- ☑ 2 申請要領の1ページの2に掲げる中小・小規模事業者該当するか。
- ☑ 3 誓約事項を確認の上、チェックをしているか。
- ☑ 4 複数の店舗を営んでいる場合、申請しようとする全ての店舗をまとめて1件として申請しているか。
- ☑ 5 営業実態を確認できる書類に記載されている内容は、申請書の内容と一致するか。
- ☑ 6 令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に、非接触型のキャッシュレス決済サービスの加盟手続きが完了しているか。
- ☑ 7 必要な端末等の代金支払いを令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に完了し、かつ同期間内に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始しているか。
- ☑ 8 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- ☑ 9 交付申請額は、算定方法に基づき1,000円未満切り捨てになっているか。
- ☑ 10 領収書又はレシートの金額が申請書の内容と一致しているか。
- ☑ 11 品目は補助対象経費として申請要領の2ページに掲げるものに該当するか。
- ☑ 12 領収書又はレシートの日付が令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内であるか。
- ☑ 13 領収書の宛名が記載されている場合、申請者名又は事業所名と一致するか。
- ☑ 14 口座の名義が申請者名と一致するか。
- ☑ 15 口座名義のフリガナが付されているか。

(申請者)

住 所	〒 〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇〇市〇〇丁目〇—〇〇
名称及び代表者職・氏名 (個人の場合は氏名)	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇
担 当 者	〇〇〇〇
電 話 番 号	099—〇〇〇—〇〇〇〇

4 導入するキャッシュレス決済サービス

決済事業者名	決済サービス名	導入年月日	導入店舗等の名称
〇〇カード株式会社	〇〇カード	令和〇年〇月〇日	名称：〇〇〇〇 住所：〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

※ 利用実績を確認できる書類の提出が必要です。(申請後提出可)

5 事業実績報告 (収支実績)

(1) 支出の部 (補助対象経費)

※複数の店舗を経営している場合、申請しようとするすべての店舗名を記載する。枠内に入りきらない場合は、別紙に記載したものを提出しても構いません。

レシート等番号	支払日	支払先 (購入先)	※総額 (税込み)	※レジスタは上限が20,000円 汎用端末は上限が34,800円です。
①	3/20	〇〇株式会社	66,000	60,000
②	4/3	〇〇電機	38,280	34,800
③	4/5	〇〇株式会社	77,000	70,000
		合 計		A 164,800

レシート等番号 → ナンバリングしたレシート等に記入した番号を記入。

(2) (補助対象経費に対する) 収入の部

※1,000円未満は切り捨てる。

財 源	金 額 (円)
県補助金 6 補助金交付申請額と一致	100,000
国・市町村等補助金 (〇〇市海外観光客受入整備補助金)	B 30,000
自己資金	34,800
その他 ()	
合 計 (Aと一致)	164,800

※(1) 支出の部の合計と(2) 収入の部の合計は必ず一致させる。

6 補助金の申請額

交付申請額 (1,000円未満切り捨て)	100,000円 (※)
----------------------	--------------

(※) (**A** 164,800円 × 4/5 - **B** 30,000円)
= 101,840円 と補助上限額 (10万円) を比較して低い額

【 事務局記載欄 】 *

交付決定額	※記入しないでください。	円	担当者印
-------	--------------	---	------

領収書等添付例

※ 領収書に明細がない場合（領収書+納品書・請求書等の明細が分かるものを添付）

※交付申請書 2(1)支出の部（事業経費）の「レシート等番号」欄に対応する丸付き数字を記入する。

②

領収書

株式会社〇〇〇〇 様

領収日 2021年4月3日

¥38,280円
（うち消費税3,480円）

上記の金額正に領収致しました

〇〇電機

※補助対象経費となる品目を○や色付け等で明示し、補助対象経費一覧の該当する「コード」を記入する。

②

納品書

2021年04月03日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇電機

商品名	数量	単価	金額	備考
i P a d	1	34,800	34,800	○
小計			34,800	
消費税			3,480	
合計			38,280	

301

34,800

※補助対象経費となる品目の合計額を記入する。品目毎の金額が税込価格表示の場合は、合計額の下にかっこ書きで合計額÷1.1（小数点以下切り上げ）の金額を記入する。

※iPadを購入する場合で購入価格が1台当たり34,800円を超えるときは、補助対象経費に算入できる上限額である34,800円を記入する。

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局（以下「事務局」という。）は、新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立のため、予算の定めるところにより新型コロナウイルス感染拡大防止のための取組を行う中小・小規模事業者等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この交付規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この交付規程において「中小・小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定める中小企業者であって、別表1及び別表2に定めるものをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表1及び別表2に定める中小・小規模事業者で、申請時点において事業を営む法人又は個人であり、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (2) 補助金の申請に当たり、同一の物品等について、県の他の補助金の申請・受領を行っていない、または行う予定がないこと。
- (3) 補助対象の物品購入等に当たり、国又は市町村の補助金とこの補助金とについて重複して給付を受けていない、または受ける予定がないこと。
- (4) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この補助金の目的を達成するために必要なこととして事務局が定めること。

(補助対象店舗（事業所）)

第4条 補助対象者が経営する店舗（事業所）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鹿児島県内にあること。
- (2) 令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に、非接触型のキャッシュレス決済サービスの加盟手続きが完了すること。
- (3) 必要な端末等の代金支払いを令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に完了し、かつ同期間内に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始すること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表3に掲げる経費のうち、令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に代金の支払いが完了し、かつ同期間内に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用が開始されたものとする。

- 2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助金額は補助対象経費の5分の4以内の額(千円未満の端数は切り捨て)とし、1事業者あたり10万円を上限とする。

(補助金の額の特例)

第7条 補助対象経費の中に国、市町村及びその他団体等(以下「国等」という。)による他補助金の交付の対象となる経費がある場合であって、この補助金と国等の他補助金を併用し、同一の物品の購入等を行うときの補助金額は、次のうち低い額とする。

- (1) 補助対象経費の5分の4以内の額から国等の他補助金の額を控除した額(千円未満の端数は切り捨て)
- (2) 補助上限額(10万円)

(補助金の交付申請の時期)

第8条 規則第3条の定める時期は、令和3年7月1日から同年11月15日までとする。

(補助金の交付申請、実績報告及び補助金の交付)

第9条 規則第3条の補助金等交付申請書及び規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、補助金交付申請書及び交付請求書(別記第1号様式)によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書及び交付請求書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 営業活動の実態を確認することができる書類(確定申告書等)の写し
- (2) 決済サービスへの加盟手続きが完了したことを確認できる書類
- (3) 補助対象経費の支払証拠書類(購入明細の分かる領収書、レシート等の写し)
- (4) キャッシュレスの利用実績を確認できる書類
- (5) 振込先口座がわかる通帳などの写し

3 規則第13条の補助事業等実績報告書は、補助金交付申請書及び交付請求書をもって代えるものとする。

4 この補助金は、精算払により交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (2) その他規則及びこの交付規程の定めに従うこと。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第11条 事務局は、補助金交付申請書及び交付請求書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 事務局は、前項において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を

加えて補助金の交付の決定及び交付額の確定をすることがある。

3 事務局は、第1項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、前条の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定が行われる前までとする。

(検査等)

第13条 事務局は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他物件等を検査することができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第14条 事務局は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの交付規程に基づく事務局の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (4) 第3条第1項各号の規定に該当しないことが明らかになったとき。

2 事務局は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書(別記第4号様式)により補助事業者^に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 事務局は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

2 事務局は前項に基づき補助金を返還させるときは、次に掲げる事項を補助事業者^に通知する。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 返還期限

(補助事業の公表)

第16条 事務局は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(雑則)

第17条 この交付規程に定めるもののほか、この補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この交付規程は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この交付規程は、令和3年8月24日から施行する。

別表1（第2条及び第3条関係）

中小企業者（中小企業基本法第2条第1項）

業 種	中小企業者の要件	
	資本金の額又は 出資総額	又は 常時使用する 従業員の数
①製造業その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

別表 2 (第 2 条及び第 3 条関係)

中小企業庁：日本標準産業分類第 13 回改訂に伴う中小企業の範囲の取扱い
第 1 3 回改定 (平成 2 6 年 4 月 1 日施行)

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 0 (各種商品卸売業) 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 5 2 (飲食料品卸売業) 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 5 4 (機械器具卸売業) 中分類 5 5 (その他の卸売業)
小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食料品小売業) 中分類 5 9 (機械器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G (情報通信業) のうち 中分類 3 8 (放送業) 中分類 3 9 (情報サービス業) 小分類 4 1 1 (映像情報制作・配給業) 小分類 4 1 2 (音声情報制作業) 小分類 4 1 5 (広告制作業) 小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類 K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類 6 9 3 (駐車場業) 中分類 7 0 (物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 5 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類 7 9 1 (旅行業) は除く 大分類 O (教育、学習支援業) 大分類 P (医療、福祉) 大分類 Q (複合サービス事業) 大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

別表3 (第5条関係)

分野	コード	対象品目
① 決済端末 ※非接触型の ・タッチ決済 ・電子マネー ・QRコード	101	・据置型端末（レジ周辺に据え置くもの） ・モバイル型端末（持ち運びできるもの） ・モバイル決済端末（有線・無線で汎用端末に接続して使用するもの）
	102	必要なソフトウェア
	103	設定費用
② レジスタ	201	レジスタ（本体） ※決済端末と接続して使用するもの ※キャッシュドロアを含む ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり20,000円(税抜)
	202	必要なソフトウェア
	203	接続ケーブル ※決済端末との接続に使用するもの
	204	設定費用 ※決済端末との接続に必要な経費が対象であり、レジスタの基本的な設定（品目登録など）は対象外
③ 汎用端末	301	タブレットやスマートフォン等 ※決済サービスの加盟手続き完了日を起算日とする前後30日以内に購入。 ※専ら決済サービスのために使用するもの。 ※シリアルナンバー（識別番号）が記載された書類（写し）の提出が必要 ※1店舗につき1台限り ※補助対象経費に算入できる上限額は1台あたり34,800円(税抜)
④ 付属品	401	バーコードリーダー
	402	ディスプレイ（決済価格表示用）
	403	レシートプリンター
	404	SIMカード（決済端末の使用に必要な場合）
	405	設置に必要な金具等
⑤ 設置費	501	機器据付に必要な設置費用（据付・配線工事費）

※ 次の経費は補助対象としない。
 中古品、個人輸入品、ネットワーク関係機器（ルータ、サーバ、無停電電源装置等）、通信費用（回線使用料等）、自社内部の取引・オークション・個人間取引による購入、外国通貨・仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券・小切手・手形での支払い、相殺による決済、その他鹿児島県が補助対象とすることが適当でない判断した経費

申請書類送付状

(申請者による書類チェックシート)

書類が添付されているかや記載内容に誤りや漏れがないかをご確認の上、□にチェック✓を入れて、申請書類の一番上になるように並べてください。

【申請書類一式】

- 1 鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金交付申請書及び交付請求書【第1号様式】
- 2 営業実態を確認できる書類（確定申告書の写し、開業届出書の控え（税務署の受付印があるもの）、営業に関する許可証の写し など ※いずれか一つ）
- 3 決済サービスへの加盟手続きが完了したことを確認できる書類（契約書、登録完了通知等の写し）
- 4 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細の分かる領収書、レシート等の写し）
- 5 キャッシュレスの利用実績を確認できる書類（取引履歴等の写し） ※ 申請後提出可
- 6 振込先口座が分かる通帳等の写し（通帳の表紙の裏の見開き：カタカナでの名義・口座番号等が記載されているページ）
※ 振込先の口座は申請人ご本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限ります。

【申請内容】

- 1 申請日が令和3年7月1日から令和3年11月15日までの期間内であるか。
- 2 申請要領の1ページの2に掲げる中小・小規模事業者該当するか。
- 3 誓約事項を確認の上、チェックをしているか。
- 4 複数の店舗を営んでいる場合、申請しようとする全ての店舗をまとめて1件として申請しているか。
- 5 営業実態を確認できる書類に記載されている内容は、申請書の内容と一致するか。
- 6 令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に、非接触型のキャッシュレス決済サービスの加盟手続きが完了しているか。
- 7 必要な端末等の代金支払いを令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内に完了し、かつ同期間内に非接触型のキャッシュレス決済サービスの利用を開始しているか。
- 8 補助対象経費は税抜額が記載されており、その合計額は正しいか。
- 9 交付申請額は、算定方法に基づき1,000円未満切り捨てになっているか。
- 10 領収書又はレシートの金額が申請書の内容と一致しているか。
- 11 品目は補助対象経費として申請要領の2ページに掲げるものに該当するか。
- 12 領収書又はレシートの日付が令和3年3月10日から令和3年11月15日までの期間内であるか。
- 13 領収書の宛名が記載されている場合、申請者名又は事業所名と一致するか。
- 14 口座の名義が申請者名と一致するか。
- 15 口座名義のフリガナが付されているか。

(申請者)

住 所	〒
名称及び代表者職・氏名 (個人の場合は氏名)	
担 当 者	
電 話 番 号	

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局 殿

申請者 〃
住 所
名 称
代表者名

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金交付申請書及び交付請求書

鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金について、下記のとおり交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金交付規程第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。申請にあたっては、下記誓約事項のとおり誓約します。
なお、補助金の額が決定した場合は、本申請をもって、確定した額を交付されたく請求します。

記

- 1 関係書類
申請内容を証明する書類等

- 2 申請者情報

法人の場合	法人番号		資本金又は出資総額	
	業種分類		常時使用する従業員数	
個人事業主の場合	屋号・名称		業種分類	
	事業所住所			
担当者連絡先	所属部署		担当者職・氏名	
	電話番号		FAX番号	
	E-mail			

- 3 振込先口座

金融機関名		1.銀行 2.金庫 3.信組 4.農協 5.その他（ ）		本店・支店・出張所 本所・支所・代理店 店番
預金種目	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

<誓約事項>

<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>1 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。 <input type="checkbox"/>2 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。 <input type="checkbox"/>3 鹿児島県キャッシュレス導入支援事業補助金交付規程の内容に同意します。 <input type="checkbox"/>4 代表者、役員及び従業員は、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者ではなく、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、事業の経営に事実上参画していません。 	<p>誓約の場合、 <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

(次ページに続く)

4 導入するキャッシュレス決済サービス

決済事業者名	決済サービス名	導入年月日	導入店舗等の名称・住所
		令和 年 月 日	名称： 住所：

5 事業実績報告（収支実績）

(1) 支出の部（補助対象経費）

レシート等番号	支払日	支払先（購入先）	購入金額（円） ※総額（税込み）	補助対象経費 税抜き金額（円） <small>※レジスタは上限が20,000円 汎用端末は上限が34,800円です。</small>
合 計				A

レシート等番号 → ナンバリングしたレシート等に記入した番号を記入。

(2) （補助対象経費に対する）収入の部

財源	金額（円）
県補助金 <small>※ 6 補助金の交付申請額と一致</small>	,000
国・市町村等補助金 ()	B
自己資金	
その他 ()	
合計（Aと一致）	

6 補助金の交付申請額

交付申請額（1,000円未満切り捨て）	,000円(※)
---------------------	----------

(※) (A 円 × 4 / 5 - B 円)
= 円 と補助上限額（10万円）を比較して低い額

【 事務局記載欄 】*

交付決定額	*	担当者印	
-------	---	------	--